

カルテルと損保

損保によるカルテル問題の影響は、最終的には政策保有株の解消にまで及んだ。

今回はカルテルについて確認し、一連のカルテル問題の背景を探ってみる。

古富明彦

関戸恵子

1. カルテルとは

(一) カルテルとは複数の企業が連絡を取り合い、本来各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量等を共同で取り決める行為を「カルテル」という(公正取引委員会)。

カルテルは、「事業者が「他の事業者」と「共同」して価格等について同意し、一相互に拘束して「共同遂行」すること、

「公共の利益」に反し、「一定の取引分野における競争を制限」した場合に成立する。また、カルテルには共同して価格を引き上げ

「価格カルテル」の他、「数量制限カルテル」や「取引先制限カルテル」「市場分割カルテル」等がある。

2. カルテル問題

(一) 保険料の事前調整

金融庁は昨年(2023年)5月以降複数回、共同保険契約における損

共同保険契約を引受ける損保の企業担当者同士があらかじめ相談し、各損保が企業に提示する保険料を前年より高値としたり、幹事会社の提示する保険料額より低くしたり等の調整を行っていた。

幹事会社とはシェアした損保の中で契約企業と直接事務上のやり取りをする損保で、他の非幹事会社よりシェアも高いのが通常である。

報告徴求命令とは、保険業法(128条1項)に基づき金融庁が生・損保等に詳細な報告を求めるとの命令である。

昨年5、6月に金融庁が大手4社に出した東急向け共同保険契約(火災保険)における保険料の事前調整についての報告徴求命令で、事前調整取

引数は10以上に膨らんだ。さらに追加の報告徴求命令の結果100超から最終的には576まで拡大した。

契約先は、仙台空港、ENEOS、成田国際空港会社、JR東日本、首都圏新都市鉄道(つくばエクスプレス)、東京都(公用車の自動車保険)、JERA(発電会社)、コスモエネルギーホールディングス、シャープ、京成電鉄、JOG MEC(エネルギー・金

属鉱物資源機構)等多岐にわたる。

業務改善命令は、保険業法の132条1項に基づく行政処分である。12月26日の業務改善命令において、金融庁は4社に対し業務改善計画について1月31日までに中間報告を、2月29日までに最終報告を求めた。

② 背景 事前調整の要因はいくつか考えられる。

① 赤字の常態化 自然災害の頻発や激甚化によって、ここ10数年にわたり火災保険は大幅な赤字が続いている。収益改善のため一定の保険料水準の確保が要因の一つとなった。

② 寡占状態 1990年代には10社以上だった主要損保は、

2014年に大手4社体制になり、企業向け保険のシェアの90%を占めている。この寡占状態が背景の一つと考えられる。

③ 企業内代理店(インハウス代理店) 企業内代理店には、本社に安い保険料を提供するが、高い代理店手数料を得るか(保険料が高いほど通常手数料が高い)の利益相反があり、企業内代理店の立ち位置は不透明である。また、企業内代理店は本社企業から

派遣されることが多く、必ずしも保険に精通しているとは限らないこともあり、損保からの提案等を調整できないことも要因としてあったのではないかと。

欧米で企業向け保険はブローカー経由が一般的であるのに対し、日本では代理店経由が約90%(2022年度)を占める(ブローカー経由はわずか1%)。

保険ブローカー(保険仲立人)とは、保険会社から委託を受けて保険募集を行う代理店に対し、顧客(保険契約者)の委託を受けて保険契約の締結を媒介する者である。保険仲立人になるには「損害保険仲立人試験」に合格し当局に登録する必要がある(保険業法287条)。また、保険業法299条で

争原理の下、安い保険料を提示した損保を中心にシェア分けが行われるべきである。

しかし安い保険料よりも、車やアクセサリー、スーツ等の物品の購入や、ホテルやゴルフ場等の使用、イベント等への損保社員への派遣等本業協力が優先されること少なくない。損保担当者も保険以外の競争に注力する古い商慣習が存在していることも背景の一つである。

⑤ 政策保有株 古い商慣習と同様、損保のシェア競争を歪める要因として政策保有株が挙げられる。

政策保有株とは取引先との関係強化のために保有する株式で、安定株主を得たい企業とその企業との関係を維持したい企業の相互二二スにより、

1960年代頃から広まった日本の商慣習の一つである(始まりは明治・大正まで遡る)。お互いの株を持ち合う「持ち合い」も多い。

政策保有株は純粋な投資目的ではない。今回の保険料の事前調整のように、適正な競争を歪めるのみならず、安定株主の存在が非効率事業の温存や競争力の低下にもつながる。資本効率も悪いが、2015年のコーポレートガバナンスコード(企業統治指針)の導入によって、投資家に対し株保有の方針の説明が求

められることとなり、政策保有株は減少の傾向にある。

損保においても売却を進めているが、大手4社の政策保有株は延べ6000社銘柄、時価ベースで約6・5兆円にのぼる(日経新聞)。

3. 金融機関と

保険料の事前調整の原因として、担当者等にコンプライアンスの意識が欠けていたことは外すことはできない。同時に、独禁法違反を免れ見し正常化する、損保社内におけるガバナンス体制が不十分であったことも疑う余地はない。

4社は業務改善命令を受けて、政策保有株をゼロにする方向を決めた。

また、企業への営業協力の条件の明確化等古い商慣習の排除や不要な同業他社との接触の見直し、社内におけるコンプライアンスの強化等も、再発防止策として不可欠である。

金融機関は顧客との信頼関係の上に成り立っている。そして保険会社は金融機関である。1日も早い消費者の信頼回復が重要である。

④ 古い商慣習 共同保険契約の各損保のシェアは契約者である企業が決める。本来は競

争原理の下、安い保険料を提示した損保を中心にシェア分けが行われるべきである。

しかし安い保険料よりも、車やアクセサリー、スーツ等の物品の購入や、ホテルやゴルフ場等の使用、イベント等への損保社員への派遣等本業協力が優先されること少なくない。損保担当者も保険以外の競争に注力する古い商慣習が存在していることも背景の一つである。

一日も早い消費者の信頼回復が重要

損害保険(火災保険等)を引き受ける際、損保1社では保険事故が発生したときの保険金の支払いが膨大になる場合がある。これを避けるため数社で契約をシェアする方法を「共同引受契約」という。

引受ける複数の損保は保険料等の条件を同一で契約し、シェアに応じた保険料を受け取り、保険事故発生時にはシェアに応じた保険金を支払う。②の保険料の事前調整

homai web 保険毎日新聞社のホームページ https://www.homai.co.jp

再保険の基礎とチャレンジ

石井 隆 著 ●A5判・314頁 ●定価3,740円(税込) 送料495円(税込) (2024年2月刊) ISBN978-4-89293-473-5

大規模自然災害により注目される再保険について基礎知識を解説した上で国際再保険市場の現状やリスク分散など日本経済への活用を提案

お申込みはFAXまたはWebで FAX03-5816-2863 https://www.homai.co.jp 保険毎日新聞社 東京都台東区台東4-14-8 シモンパルクビル2F 03-5816-2861